

大分県報

令和三年
第二六九号
十二月十七日

（金曜日）

目次

条 例

大分県使用料及び手数料条例の一部改正……………	一
大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正……………	六
大分県病院事業に係る料金条例の一部改正……………	六
大分県立学校の設置に関する条例の一部改正……………	六
大分県立学校の設置に関する条例の一部改正……………	七
大分県立学校の設置に関する条例の一部改正……………	七
警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正……………	七

○条 例

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三十四号

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、使用料及び手数料を納付しようとする者が地方自治法第二十三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者に納付を委託したときは、別に定めるところにより、当該指定納付受託者が当該使用料及び手数料を納付することができる。

別表第三の長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係事務の項の金額の欄中「適合証」を「確認書」に改め、同項中

令和三年十二月十七日

大分県報（条例）

大分県報（条例）

一 「適合証」とは、当該長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下この項中「法」という。）第六条第一項第一号に掲げる認定基準に適合していることを登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。）が証するものをいい、「評価書」とは、同項に規定する住宅性能評価書をいう。

二 床面積の合計は、当該認定申請を行う住宅一棟当たりについて算定する。

三 法第六条第二項（法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申出がある場合は、上記の金額に、当該申出に係る建築物について建築基準法第六条第一項の規定による確認申請又は同法第十八条第二項の規定による通知をする者が、建築基準法関係事務の項の規定に基づき納付すべき建築物確認申請又は通知に係る審査手数料に相当する額（同法第六条の三第一項の構造計算適合性判定に準じて行われる構造計算適合性判定を要する場合にあつては、長期優良住宅建築等計画認定に係る構造計算適合性判定手数料を加算して得た額）を認定申請戸数で除して

を

一 「確認書」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六条の二第三項に規定する確認書又は同条第四項の規定により登録住宅性能評価機関（同法第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。）が住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることを確認した結果を記載した住宅性能評価書（同項に規定する住宅性能評価書をいう。）をいい、「評価書」とは、住宅性能評価書のうち確認書であるものをいう。

二 床面積の合計は、当該認定申請を行う住宅一棟当たりについて算定する。

三 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下この項中「法」という。）第五条第四項又は第五項に規定する区分所有住宅について、これらの規定により認定を申請する場合におけるこの項の規定の適用については、次に定めるところによる。

イ 確認書又は評価書の提出がない場合 この項の金額の欄中「認定申請戸数」とあるのは「認定に係る区分所有住宅の総戸数」と、
ロ 「加算した額を認定申請戸数で除して」とあるのは「加算して」とする。

に改め、「譲

得た金額を加算する。この場合、一〇〇円未満の端数は、切り捨てる。

ロ 確認書又は評価書の提出がある場合 上記の金額に認定に係る区分所有住宅の総戸数を乗じて得た金額とする。

四 法第六条第二項（法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申出がある場合は、上記の金額に、当該申出に係る建築物について建築基準法第六条第一項の規定による確認申請又は同法第十八条第二項の規定による通知をする者が、建築基準法関係事務の項の規定に基づき納付すべき建築物確認申請又は通知に係る審査手数料に相当する額（同法第六条の三第一項の構造計算適合性判定に準じて行われる構造計算適合性判定を要する場合にあつては、長期優良住宅建築等計画認定に係る構造計算適合性判定手数料を加算して得た額）を認定申請戸数で除して得た金額を加算する。この場合、一〇〇円未満の端数は、切り捨てる。

五 第三号の規定が適用される場合における前号の規定の適用については、同号中「上記の金額」とあるのは「前号の規定の適用後の上記の金額」と、「相当する額」とあるのは「相当する金額」と、「額」を認定申請戸数で除して得た金額」とあるのは「金額」とする。

受人」の下に「の決定及び区分所有住宅の管理者等の選任」を加え、「当該申請に係る建築物の床面積に応じ」を削り、

認定計画実施者の地位 承継承認申請に係る審査手数料	一件	三、〇〇〇円	を
認定計画実施者の地位 承継承認申請に係る審査手数料	一件	三、〇〇〇円	を
容積率の特例許可申請に係る審査手数料	一件	一六〇、〇〇〇円	に改める。

別表第三の銃砲刀剣関係事務の項を次のように改める。

銃砲 刀剣 類関 係事 務	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可	銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定によるクロスボウの所持の許可	同時に他のこの区分の許可を受けようとする場合における当該他のこの区分の許可にあつては、四、三〇〇円とする。
	銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可	銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定によるクロスボウの所持の許可	同時に他のこの区分の許可を受けようとする場合における当該他のこの区分の許可にあつては、四、三〇〇円とする。
	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可	銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定によるクロスボウの所持の許可	同時に他のこの区分の許可を受けようとする場合における当該他のこの区分の許可にあつては、四、三〇〇円とする。

料 検査手 数 機能 認知			
銃砲刀剣類所持等 取締法第七條の三第 三項において、 （の検査）	銃砲刀剣類所持 等取締法第七條 の三第二項の規 定によるクロス ボウの所持の許 可の更新	銃砲刀剣類所持 等取締法第七條 の三第二項の規 定によるクロス ボウの所持の許 可の更新	銃砲刀剣類所持 等取締法第七條 の三第二項の規 定によるクロス ボウの所持の許 可の更新
	新たな 許可証 の交付 を伴う 更新	新たな 許可証 の交付 を伴わ ない更 新	新たな 許可証 の交付 を伴う 更新
一件	一件	一件	一件
六五〇円	六、八〇〇円	七、二〇〇円	七、二〇〇円
	四條第一項第 一号の規定に よるクロスボ ウの所持の許 可を受けよう とする場合に おけるこの区 分の許可の更 新にあつて は、四、八〇 〇円とする。	同時に他のこ の区分の許可 の更新を受け ようとする場 合における当 該他のこの区 分の許可の更 新及び同時に 銃砲刀剣類所 持等取締法第 四條第一項第 一号の規定に よるクロスボ ウの所持の許 可を受けよう とする場合に おけるこの区 分の許可の更 新にあつて は、四、四〇 〇円とする。	同時に他のこ の区分の許可 の更新を受け ようとする場 合における当 該他のこの区 分の許可の更 新及び同時に 銃砲刀剣類所 持等取締法第 四條第一項第 一号の規定に よるクロスボ ウの所持の許 可を受けよう とする場合に おけるこの区 分の許可の更 新にあつて は、四、八〇 〇円とする。
料 講習手 数			
銃砲刀剣類所持 等取締法第五條 の三の二第一項	銃砲刀剣類所持 等取締法第五條 の三第一項の講 習	銃砲刀剣類所持 等取締法第五條 の三第一項の講 習	銃砲刀剣類所持 等取締法第五條 の三第一項の講 習
現に銃 砲刀剣 類所持 等取締 法第四 條第一 項第一 号の規 定によ る許可	現に銃 砲刀剣 類所持 等取締 法第四 條第一 項第一 号の規 定によ る許可	現に銃 砲刀剣 類所持 等取締 法第四 條第一 項第一 号の規 定によ る許可	現に銃 砲刀剣 類所持 等取締 法第四 條第一 項第一 号の規 定によ る許可
一人	一人	一人	一人
三、〇〇〇円	六、九〇〇円	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円

銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十三第三項の規定による年少射撃資格認定	銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十三第三項の規定による年少射撃資格認定	銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十三第一項の資格認定	銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十二第二項の資格認定	銃砲刀剣類所持等取締法第九條の五第二項の資格認定	銃砲刀剣類所持等取締法第五條の五第一項の講習手数料	銃砲刀剣類所持等取締法第五條の四第一項の技能検定手数料	銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十三第三項の規定による年少射撃資格認定	銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十三第三項の規定による年少射撃資格認定
を 受 け て ク ロ ス ボ ウ を 所 持 し て い る 者	を 受 け て ク ロ ス ボ ウ を 所 持 し て い る 者	を 受 け て ク ロ ス ボ ウ を 所 持 し て い る 者	を 受 け て ク ロ ス ボ ウ を 所 持 し て い る 者	を 受 け て ク ロ ス ボ ウ を 所 持 し て い る 者	を 受 け て ク ロ ス ボ ウ を 所 持 し て い る 者	を 受 け て ク ロ ス ボ ウ を 所 持 し て い る 者	を 受 け て ク ロ ス ボ ウ を 所 持 し て い る 者	を 受 け て ク ロ ス ボ ウ を 所 持 し て い る 者
一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人
六、九〇〇円	六、九〇〇円	六、九〇〇円	八、九〇〇円	八、九〇〇円	一二、七〇〇円	一二、〇〇〇円	一、八〇〇円	一、八〇〇円
同時に他のこの区分の資格認定を受けようとする場合における当該他のこの区分の資格認定にあつては、五、九〇〇円とする。								

令和三年十二月十七日

<p>1 この条例は、令和四年一月四日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 別表第三の長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係事務の項の改正規定 令和四年二月二十日</p> <p>二 別表第三の銃砲刀剣類関係事務の項の改正規定 令和四年三月十五日</p>											
<p>附則 (施行期日)</p>											
手数料	定証の書換え	年少射撃資格認定証再交付手数料	銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十三第三項の規定による年少射撃資格認定証の再交付	銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十四第一項の講習手数料	銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十六第一項の資格認定	クロスボウ射撃練習資格認定申請手数料	銃砲刀剣類所持等取締法第十四條第一項の登録	登録申請手数料	銃砲刀剣類所持等取締法第十五條第二項の登録証の再交付	刀剣類製作承認申請手数料	銃砲刀剣類所持等取締法第十八條の二第一項の製作の承認
一件	一件	一件	一件	一人	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件
一、九〇〇円	一、九〇〇円	九、八〇〇円	九、八〇〇円	九、三〇〇円	九、三〇〇円	六、三〇〇円	三、五〇〇円	八〇〇円	八〇〇円	八〇〇円	八〇〇円
同時に他のこの区分の資格認定を受けようとする場合における当該他のこの区分の資格認定にあつては、五、六〇〇円とする。											

大分県報(条例)

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係事務に関する経過措置)
2 前項第一号に規定する改正規定の施行の日から六月を経過する日までの間においては、同号に規定する改正規定による改正前の大分県使用料及び手数料条例別表第三の長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係事務の項に規定する適合証は、同号に規定する改正規定による改正後の大分県使用料及び手数料条例別表第三の長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係事務の項に規定する確認書とみなす。

(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号) 第四条第一項第一号の規定による銃若しくは空気銃の所持の許可又は同法第七条の三第二項の規定による銃若しくは空気銃の所持の許可の更新に係る申請(狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するための銃又は空気銃の所持に係るものに限る。) の手数料であつて、附則第一項第二号の改正規定の施行の日から令和七年三月三十一日までの間の申請に係るものの金額については、同号に規定する改正規定による改正後の大分県使用料及び手数料条例別表第三の銃砲刀剣類関係事務の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号) 第四条第一項第一号の規定による銃若しくは空気銃の所持の許可又は同法第七条の三第二項の規定による銃若しくは空気銃の所持の許可の更新に係る申請(狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するための銃又は空気銃の所持に係るものに限る。) の手数料であつて、附則第一項第二号の改正規定の施行の日から令和七年三月三十一日までの間の申請に係るものの金額については、同号に規定する改正規定による改正後の大分県使用料及び手数料条例別表第三の銃砲刀剣類関係事務の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和三年十二月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞
大分県条例第三十五号

大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

大分県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年大分県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二十三の項の市町村の欄中「豊後大野市」の下に、「由布市」を加える。

別表第二の十二の項の項目の欄中「という。」の下に「及び麻葉及び向精神薬取締法施行規則(昭和二十八年厚生省令第十四号。以下この項中「施行規則」という。)」を加え、同項の事務の欄の第二号に次のように加える。

- (19) 施行規則第一条の四
- (20) 施行規則第十四条の四

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

大分県病院事業に係る料金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞
大分県条例第三十六号

大分県病院事業に係る料金条例の一部を改正する条例

大分県病院事業に係る料金条例(平成十八年大分県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第二百三十一条の二第六項の指定代理納付者」を「第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者」に改める。

別表の分べん料の項中「一六、〇〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年一月一日から施行する。ただし、第三条第一項の改正規定は、同月四日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の日において現に地方税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第七号) 第六条の規定による改正前の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 第二百三十一条の二第六項の規定による指定を受けている者に対する前項ただし書に規定する改正規定による改正前の大分県病院事業に係る料金条例第三条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。この場合において、同項中「地方自治法」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第七号) 附則第十九条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第六条の規定による改正前の地方自治法」とする。

大分県立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和三年十二月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞
大分県条例第三十七号

大分県立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

大分県立学校の設置に関する条例(昭和三十九年大分県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表の高等学校の部の大分県立国東高等学校双国校の項を削る。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

大分県立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三十八号

大分県立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

大分県立学校の設置に関する条例（昭和三十九年大分県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表の特別支援学校の部の大分県立聾学校の項中「大分市東大道二丁目五番一二号」を「大分市金池町三丁目一番六〇号」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三十九号

警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部を改正する条例

（警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正）

第一条 警察署の名称、位置及び管轄区域条例（昭和二十九年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表の大分県大分中央警察署の項中「広瀬町二丁目」の下に「、新川西二丁目、新川西二丁目、城南北一丁目、城南北二丁目、城南東一丁目、城南東二丁目、城南南一丁目、城南南二丁目、城南西一丁目、城南西二丁目」を加え、同表の大分県大分南警察署の項中「木上台二丁目」の下に「、ふじが丘北一丁目、ふじが丘北二丁目、ふじが丘東一丁目、ふじが丘東二丁目、ふじが丘東三丁目、ふじが丘西一丁目、ふじが丘西二丁目、ふじが丘西三丁目、ふじが丘南一丁目、ふじが丘南二丁目、ふじが丘南三丁目、ふじが丘山手一丁目、ふじが丘山手二丁目、ふじが丘山手三丁目」を加える。

（大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第二条 大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例（平成九年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「大分市大字永興」を「大分市城南北一丁目、城南北二丁目、城南南一丁目及び城南西一丁目」に改める。

附 則

この条例は、令和四年一月八日から施行する。